

昭和三十六年五月十六日（火曜日）

午前十四時四十三分開議

出席委員

委員長 山手 滿男君

理事 秋田 大助君 理事 大上 司君

理事 上林 榮吉君 理事 佐藤 洋之助君

理事 廣瀬 正雄君 理事 栗原 俊夫君

理事 松前 重義君 理事 森本 靖君

理事 三郎君 理事 寺島 隆太郎君

理事 羽田 武嗣郎君 理事 長谷川 峻君

理事 橋本 登美三郎君 理事 早稲田 神右衛門君

理事 大柴 滋夫君 理事 島本 虎三君

理事 田邊 誠君 理事 松井 政吉君

理事 受田 新吉君 理事 谷口 善太郎君

出席政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君

郵政事務官 松田 英一君

（大臣官房電氣通信監理官）

委員外の出席者

郵政事務次官 加藤 桂一君

日本電信電話公社總裁 大橋 八郎君

日本電信電話公社副總裁 横田 信夫君

（三井銀行会長） 佐藤 喜一郎君

（法政大学助教） 薄 信一君

（読売新聞編集局長） 高木 健夫君

（全国電氣通信労働組合中央執行委員長） 片平 久雄君

（元東京大学教員） 吉田 五郎君

（日本生活協同組合連合会組織教育部長） 勝部 欣一君

（電氣通信協会会長） 中山 次郎君

専門員 吉田 弘苗君

本日の會議に付した案件

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四七号）

○山手委員長 これより會議を開きます。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

本日は参考人より意見を聴取することといたします。

参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人の方々に、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は参考人より意見を聴取することといたします。

参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は参考人より意見を聴取することといたします。

参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は参考人より意見を聴取することといたします。

参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

○佐藤参考人 それでは、私から申し上げます。

日本の電話は、公社の最近の努力で著しく改善してきたのであります。

それでも諸外国に比べますと、普及の程度も低く、通話のサービスも、長時間待たねばならぬ地域も多くて、まだ低い水準にあると承知しておりまして、利用者の立場としてなお一そう改善の努力を払ってほしい状態のようであります。

ところで、今回の公衆電氣通信法改正案は、先般私が会長を委嘱された電信電話料金調査会で約半年にわたりまして検討を行なった結果の調査報告書の内容をおおむね全面的に受け入れて作成提案されたものと承知しております。

その点において、私は本案に全面的に賛成の立場を表明するものでございまして、

そこで、概要でございますが、改正案のおおむね内容につきまして私の意見を申し上げます。

今回の法律改正案のおおむね内容としては、第一に、市外通話の距離の短縮を改めたという点であります。

従来、従来のように局対局でなく、単位料金区域を設けてその単位料金区域相互間の距離とすること。第二は、単位料金区域の局相互間の自動通話を新たに市内通話として一律に一分七円とすること。第三は、市外通話の料金は三分・三分制で今まであったのであります。

これを自動通話は距離別時間差法といたうものを採用することにいたしましたこととあります。

第四は、百万、二百万、三百万等の新たな電話局のクラスを設けたことであると承知しております。

これらは私どもが調査会で検討した際の、何ゆえ電話の料金体系の合理化が必要であるかというその必要性、さらには体系をどう改めればよいかということなどについての検討の結果から見まして、いずれも妥当なものと考へておる次第であります。

まず第一の、距離測定の方法をグループ対グループの直線距離に改めまして、現在局対局で、かつ、郵便線距離等によつていた方法から改めまして、これが大きな改善でございます。

これが今回電話の料金体系の合理化を必要とする根本理由の一つであるのでございます。

電話もふえてその取り扱いが著しく複雑になりました今日、市内だけでなく、市外通話も今後のサービス改善は自動化を拡大していくほかにないと思われ、この場合、料金をかける基礎になる距離の短縮を今回の改正案のように改めることによつて、自動化に必要な機械を設置する局の数が大幅に削減できるのであります。

同時に、それによりまして機械自体も簡素化されて安いものになりまして、必要な工事の幅も著しく緩和され、これにより一石三鳥の利益が得られるのでございます。

欧米諸国でもすでに採用していることでもあり、当然に思い切つて改革案のように合理化をはかるべきものであり、かつ、十分社会の容認を得られると思つておる次第であります。

次に、第二の単位料金区域の電話局相互間の自動通話を市内通話といたしまして、距離に無関係に一分七円の一律の料金とする改正も、通話の自動化のために必要な機械の設置箇所を少なくいたしました。かつ、機械も簡素な経済的なものにする必要性、合理性等から考へて当然の、かつ、妥当な措置であると思へるのであります。

これはまた、最近の都市の発展に伴ひまして、いわゆる社会生活圏が拡大しているのに対し、現行の市内通話と市外通話の料金の格差というものが大きいので、この点が非常に都市と近郊の境界付近にある利用者の方々には不満が多いのであります。

この料金格差の是正が必要であるという面から万全とは申し得ませんのであります。が、相当有効な是正の措置であると思ふのであります。

これについては、調査会でも、社会生活圏の拡大という趨勢とにらみ合わせ、思い切つて市内通話の度数を引き上げ、そのかわり、単位料金区域のみならず、隣接の単位区域まで含めて一律の市内通話料金区域とする案もぜひ検討されたのでございまして、その場合は、かりに全体の収入の増減なしという建前に立ちましても、個々の利用者の負担は相当変動を生ずるので、調査会として

で採用していることでもあり、当然に思い切つて改革案のように合理化をはかるべきものであり、かつ、十分社会の容認を得られると思つておる次第であります。

次に、第二の単位料金区域の電話局相互間の自動通話を市内通話といたしまして、距離に無関係に一分七円の一律の料金とする改正も、通話の自動化のために必要な機械の設置箇所を少なくいたしました。かつ、機械も簡素な経済的なものにする必要性、合理性等から考へて当然の、かつ、妥当な措置であると思へるのであります。

これはまた、最近の都市の発展に伴ひまして、いわゆる社会生活圏が拡大しているのに対し、現行の市内通話と市外通話の料金の格差というものが大きいので、この点が非常に都市と近郊の境界付近にある利用者の方々には不満が多いのであります。

この料金格差の是正が必要であるという面から万全とは申し得ませんのであります。が、相当有効な是正の措置であると思ふのであります。

これについては、調査会でも、社会生活圏の拡大という趨勢とにらみ合わせ、思い切つて市内通話の度数を引き上げ、そのかわり、単位料金区域のみならず、隣接の単位区域まで含めて一律の市内通話料金区域とする案もぜひ検討されたのでございまして、その場合は、かりに全体の収入の増減なしという建前に立ちましても、個々の利用者の負担は相当変動を生ずるので、調査会として

で採用していることでもあり、当然に思い切つて改革案のように合理化をはかるべきものであり、かつ、十分社会の容認を得られると思つておる次第であります。

次に、第二の単位料金区域の電話局相互間の自動通話を市内通話といたしまして、距離に無関係に一分七円の一律の料金とする改正も、通話の自動化のために必要な機械の設置箇所を少なくいたしました。かつ、機械も簡素な経済的なものにする必要性、合理性等から考へて当然の、かつ、妥当な措置であると思へるのであります。

これはまた、最近の都市の発展に伴ひまして、いわゆる社会生活圏が拡大しているのに対し、現行の市内通話と市外通話の料金の格差というものが大きいので、この点が非常に都市と近郊の境界付近にある利用者の方々には不満が多いのであります。

この料金格差の是正が必要であるという面から万全とは申し得ませんのであります。が、相当有効な是正の措置であると思ふのであります。

これについては、調査会でも、社会生活圏の拡大という趨勢とにらみ合わせ、思い切つて市内通話の度数を引き上げ、そのかわり、単位料金区域のみならず、隣接の単位区域まで含めて一律の市内通話料金区域とする案もぜひ検討されたのでございまして、その場合は、かりに全体の収入の増減なしという建前に立ちましても、個々の利用者の負担は相当変動を生ずるので、調査会として

で採用していることでもあり、当然に思い切つて改革案のように合理化をはかるべきものであり、かつ、十分社会の容認を得られると思つておる次第であります。

次に、第二の単位料金区域の電話局相互間の自動通話を市内通話といたしまして、距離に無関係に一分七円の一律の料金とする改正も、通話の自動化のために必要な機械の設置箇所を少なくいたしました。かつ、機械も簡素な経済的なものにする必要性、合理性等から考へて当然の、かつ、妥当な措置であると思へるのであります。

これはまた、最近の都市の発展に伴ひまして、いわゆる社会生活圏が拡大しているのに対し、現行の市内通話と市外通話の料金の格差というものが大きいので、この点が非常に都市と近郊の境界付近にある利用者の方々には不満が多いのであります。

この料金格差の是正が必要であるという面から万全とは申し得ませんのであります。が、相当有効な是正の措置であると思ふのであります。

これについては、調査会でも、社会生活圏の拡大という趨勢とにらみ合わせ、思い切つて市内通話の度数を引き上げ、そのかわり、単位料金区域のみならず、隣接の単位区域まで含めて一律の市内通話料金区域とする案もぜひ検討されたのでございまして、その場合は、かりに全体の収入の増減なしという建前に立ちましても、個々の利用者の負担は相当変動を生ずるので、調査会として

で採用していることでもあり、当然に思い切つて改革案のように合理化をはかるべきものであり、かつ、十分社会の容認を得られると思つておる次第であります。

次に、第二の単位料金区域の電話局相互間の自動通話を市内通話といたしまして、距離に無関係に一分七円の一律の料金とする改正も、通話の自動化のために必要な機械の設置箇所を少なくいたしました。かつ、機械も簡素な経済的なものにする必要性、合理性等から考へて当然の、かつ、妥当な措置であると思へるのであります。

これはまた、最近の都市の発展に伴ひまして、いわゆる社会生活圏が拡大しているのに対し、現行の市内通話と市外通話の料金の格差というものが大きいので、この点が非常に都市と近郊の境界付近にある利用者の方々には不満が多いのであります。

は、諸般の状況を勘案いたしまして、答申案には、その案は将来の検討問題とし、十円にしようとか八円にしようとかいう案もあつたのでありますが、今回はあくまで市内の七円は維持することとしたとして、本法律改正案でもその意見を尊重していただいているのであります。私が現在のところではこの程度が現実的に即した最も常識的で妥当な線であると考えております。

次に第三の市外通話の料金の距離別時間差法と三分一分制であります。現在の三分一分制の料金のとり方はまことに不合理だと思ひます。公社の資料によつても四分、五分の通話が非常に多いこと、また近距離の自動通話は気軽にかけられるせいか、一分、二分の通話も存外多いことからすれば、三分単位の料金は不合理であつて、自動通話の七円を単位とする距離別時間差法には賛成であります。市内通話と市外通話の料金の格差を小さくいたします上にも有効であると考えられるのであります。次いで、手動通話の初めの三分は取り扱ひ上やむを得ないこととてございしますが、オーバー・タイムだけでもすべて一分ごとの三分一分制にいたしますことに賛成で、なおこれもできるだけ今後自動化を進めていくのでございしますから、この程度の改善が望ましいかと思うのでございします。この場合、ちょうど三分通話したときの料金額は現在より高くなるのでございしますが、この種の改正をいたしましたときに全部公平というわけにも参らないのであります。公社の減収もできるだけ防止したいという建前で、調査会当時の資料も検討いたしました結果、この程度は必要やむを得ないものと

と考えた次第であります。

次に第四の、百万、二百万等の新級の局の設定でございしますが、東京、大阪のように加入数も非常に多く、地域も広い大都市と地方都市とのコストの差や、あるいは市内通話サービスに對します利用者の公平感をいかにバランスさせるかという点でいろいろの問題はあつて、この程度の措置が妥当であらう。われわれが調査会でいろいろ審議いたしましたときには違つた、たとえば七十万であるとか百五十万であるとかいふような区分もできたのでございしますが、要するにその趣旨において百万以上の大都市についての新しい級局を作ることが必要であらうということでありまして、東京は大体十年余の後には現在の市内区域でも三百万を突破する見通しであるようであります。そこで特に調査会としても三百万の級局の設定を強く勧告した次第でございします。なお、先ほどの準市内通話の制度の場合に、その相手方の局の加入者の十分の一を加算して計算する制度の改正も加わつておりますが、これも同様に利用者側の効用差と負担公平感のバランスを考えて、調査会としても勧告したものでございまして、この十分の一というものは要するに腰だめでございしますが、まずまず常識的で妥當なる線かと存するのでございします。

以上、私は今回の改正案の個々の内容についても全面的に賛意を表するものであります。今回料金体系の改正に關連いたしまして、特に重要と考える点についてつけ加えておきたいと思ひるのであります。

その第一は、料金水準の問題でございします。調査会の会長を委嘱されまして料金体系合理化の検討を行なつたのでございしますが、公社当局もすでに言明しております通り、公社の経営はきつめて順調でありまして、他の公益事業の場合と異なつて、調査会の検討に對しても料金水準引き上げの必要は全く検討しなかつたのであります。しかし、他方、しからば料金を引き下げてよいかという点については、経営は順調ではございしますが、當時において約八十万口の電話申し込みのウェイトイング・リストがございします。現在百万とか聞いておりますが、さらに続出する申し込みの充足をはかる必要がございまして、その他市外通話の手動即時化、自動化等、まだまだ改善すべきサービスが多く、またための建設投資を莫大に必要としたため現在、その長期拡充改善計画遂行の途次にあつて、利益金はあつてその建設資金に振り向けられるということ、また電話事業の特殊性としてこれらの拡充改善のための投資は、サービスの改善、効用の増大となつて現在の加入者にも相当部分いわば還元されると考えてよいことなどの理由から、調査会としては特に値下げもはからない、いわば不増収、不減収の原則に立つて料金体系の合理化を検討したのでございします。国の行なう公益事業であるがゆえに、論者の立場によつては、公社が相当の利益を上げて建設資金に充当するという点について、あるいは異論がある場合もあるかと思ひますが、公益事業では利用者負担という観念は、公益事業であつて、企業体として健全な経営を行ない、それによつて得た収益を事業の拡充改善のための建設投資に充

当するといふことは経営の常道であり、特に電話事業のように、その結果が既設の加入者にもサービスの改善となつてはね返ってくるという特質を持つておる事業にあつては、きつめて望ましい方法だと考える次第であります。でありますから、将来さういふときがくるかどうかわかりませんが、もはや拡張の必要なしというときになつたらば、おそろく引き下げることが可能かと思ひます。

第二に、この合理化の実施をすみやかに行なえるように措置をする必要があるといふ点でございします。本改正案の内容は、それ自体一日もすみやかな実施が望ましいと考へますが、他面これは当然に設備、機器等の改造、取替え等を必要とします。その工事は今直ちに着手してもなお一年余りの期間を要すると承知しておるのであります。さらに、もしこの合理化が将来に延びる場合は、全国にわたつて市内、市外の自動化が急速に進められてゐる現状でございします。で、改造、取替りかえ等の対象となる設備、機器等の数が飛躍的に増大し、あとでこれを改めるといふために設備のむだを著しく増大して、工事量も膨大化し、ひいては料金の合理化を全国一斉に実施することが不可能となるのではないかと考へるのであります。従ひまして、市外通話の自動化がようやくその緒についた現在において、早急に実施に移すように措置することが緊要であります。国会並びに政府当局におかれては、本改正案のすみやかな成立に格段の御配慮をわすれまいと考へる次第でございします。

最後に、不増収、不減収の原則に立つて検討したと申し上げたのでございしますが、料金体系合理化の円滑な実施をはかるため若干の調整を行ないました結果、調査会当時の推定におきまして約三十億の減収を生ずる結果となつたと承知しておりますが、これについては合理化によります機械装置等の簡素化によるまだよくわからない節約面がございします。また市外通話の料金とり方の改善による利用者といふものも期待し得ることなどによりまして、長期拡充改善計画の今後の推進に特に支障を及ぼすことはないと思ひました。あの程度の減収案で答申をいたしましたような次第でございします。公社においてもこの点さらに節約に格段の努力を払われるように答申書には付記したような次第でございします。以上をもちまして私の意見を終わります。(拍手)

○山手委員 次は薄信一君。

○薄信一 法政大学の薄でございします。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の御審議にあたりまして、御参考までに若干の意見なり感想を申し上げてみたいと存じます。

言うまでもないことでございしますが、わが国の電話の普及と利用の程度は、遺憾ながらはなはだおくれた状態にございします。この後進的な状態は、日本経済が高度の発展を遂げるためには大きな障害となるものでございします。幸ひ昭和二十七年、わが国における第三番目の公共企業体といたしまして日本電信電話公社が発足し、翌二十八年から第一次五カ年計画、三十三年からは引き続き第二次五カ年計画をもちまして、電信電話の復興、拡充

発展が着々と実施されて参ったのでございませう。私は経済の神経ともいべき電、また生活の必需品ともいべき電信電話が、まだ不十分ではございませうが、ここまで復興、拡充発展して参りましたことを心から喜び、電信電話の今後に大きな期待を抱くものでございませう。

ところで、ただいま御審議中の法案は、このような方向へさらに電信電話を拡充発展させるため、電信電話料金のうち、特に電話料金の体系を合理化し、今後の拡充発展に便利するように料金体系を是正しようとするところに重点があるかに存せられます。確かに電話の理想といえますが、全国自動即時化の問題をどうも、体系上の不備が料金負担の不均等となってくるようでありませうし、また課金手続、課金装置の不経済も目立ってくるようでありませう。従いましてこの際、電信電話、特に利用度の高い電話の一そのの拡充発展の礎石といたしまして、料金体系を合理化し、その矛盾を除去しておくことは必要であらうかと存じます。ただそれだけに料金体系の合理化は、慎重に行なわれる必要がありませう。もとより法案は慎重な調査の上、十分にその影響なり効果を検討されて提出されたものと信じておるのでございませう。が、私は、この法案が料金体系の合理化の前提となりませう料金水準、あるいは料金そのものの検討に及んでいないことをはなはだ残念に思うものであります。体系と水準は一応別個の問題でございませうし、それぞれ別個に検討すべきものだという考え方もございませう。しかしながら、利用者の側から申しまして最も問題となりませう

料金を水準の問題に触れることなく、もっぱら経営的な立場から料金体系の問題を取り上げられませうことは、年々日本電信電話公社が多額の利益金を出しております現状では、特に釈然としないものを感ずるのであります。適正な、合理的な電話料金とは何であるか。現在の料金水準は合理的であるか。合理的でないのかという根本的な問題を抜きにいたしまして、料金体系を合理化いたしまして、加入者あるいは利用者相互の負担の不均等は是正できませうし、また拡充発展のための障害も少なからず除去できませうと思っております。課金距離が改定されませうので、一がいには申せないのでございませうが、大体このような値上げとなるのではないかと存じます。

たしまして基本料金が上がるのではなにかというものであります。級別区分の改定によりまして、東京で値上げとなることははつきりいたしてございませうが、単位料金区域の設定、準市内通話制度の開始に伴いまして、級別区分が変更され、何ほどの基本料金引き上げが生じてくるのではないかと、私はかように考えております。

今回の法案は、料金収入に変動を生じさせないことを建前といたしてございませう。この点に關しまして料金水準を根本的に再検討し、全体的に値下げになる、そういうことが望ましいのであるが、そういふことが望ましいのであるが、全体として値下げになることもないが、値上げになることもない、このように説明されております。これは公共企業としての電気通信事業が、収入を第一義的に考へてゐることの現われである、こう思ひます。が、ともかく全体として値上げにならないものでありますれば、それはそれなりにけっこうであります。ただ私は、この点に關しまして若干の疑問を持たざるを得ません。

第一に、広い意味での料金問題といふかといふことであります。級別区分の改定によりまして、東京で値上げとなることははつきりいたしてございませうが、単位料金区域の設定、準市内通話制度の開始に伴いまして、級別区分が変更され、何ほどの基本料金引き上げが生じてくるのではないかと、私はかように考えております。

お示し願へたらけつこうかと思つたのであります。私は今回の電話料金体系の合理化の前提といたしまして、料金水準を検討することが必要である、そういうことを申し上げ、また今回電話料金体系の合理化が明示されてはおりませうが、料金の実質的な値上りになるのではないかと、少なくともそういう危惧を抱かざるを得ないといふことを申し上げておきます。電信電話は経済の発展に、また国民生活の向上に於てはならないものであります。今後大いに拡充発展させていかなければならぬものであります。日本電信電話公社は公共企業体といたしまして、事業運営にあたりまして常にその公共性を第一義的に考へ、上質低廉な電信電話サービスの提供に専念していただかなければならませう。そこに働く従業員が労働基本権を制限されてゐるもののためとされたりして、電話需要の逼迫に便乗してございませう。これ以上料金値上げするようなことはあり得ないし、採算を第一にして、大都市中心の、大都市を中小都市に優先させるようなことあるとは考えられませう。すでに電話は大衆のものとなりつつあります。電信電話事業の公共性は今後ますますはつきりさせていく必要がありませう。私はこの念願と期待から、ただいま審議中の法律案につきまして若干の意見と感想を述べさせていただきます。次第でございませう。(拍手)

○山手委員長 次に高木健夫君。高木参考人 私は電気通信法の一部改正法律というふうな受け取つております。この改正の中にはもちろん料金改定が入りますけれども、私は立場をいまして、いつも電信電話公社に対して文句を言つたり、苦情を言つたり、こうなつたらどうだ、こうしたらどうだといふことを言う方々の立場なものであります。その立場から今の電話の状態を見ますと、一番の苦情は何かと申しますと、やはり電話をかけるときに待たなければならぬ区域がある、あるいは電話の架設を申し込んでもなかなかつかない、こういうことがあつてはどうもいつまでたつても不便なんで、これは何とかならないかと思つていたわけであります。

今度の改正案を見ますと、料金が車の両輪のようなものであります。私強く感じましたのは、技術革新と申しますか、いわゆる今までの電話のやり方が非常に革新的なものであります。あるいは理想的に言うならば、十年後はおそらくダイヤル一つで北海道も九州でもすぐ呼び出せるというふうな時代になりそうなきがしたわけであります。これは大へないことだ。それからもう一つは、電話がそういうふうなダイヤルですぐかけられるというところが大事なんです。やはり申し込んでからすぐ電話をつけてもらわなければいけない。ところが、先ほどから電話が非常に普及したという話がありまして、事実そうなんですけれども、やはりまだ電話が一つの特殊な財産であるような感じを持つてゐる、あるいは電話をつけるというところで一つの社会的な信用がつくような状態になつてゐる。これはもう少し積極的な感じが電話を手軽に持つようになつて、たとえば万年筆を持つてゐても、これはもう特権階級でないといふような感じで

しょう。おそらく電話も万年筆のように、申し込んだらすぐつけられるというふうなことになる、そしてすぐどこでもダイヤルで呼び出せるというふうな技術改革ができるということが望ましいと思います。そういたしますと、今度のこの電気通信法の改正案を見ますと、大体その十年後の展望が私どもしるうにも大体よくわかるような気がいたして、この点は何よりだと思います。

それから、さつき佐藤さんからもお話がありましたけれども、私なかなか覚えられないのですが、距離別時間差法ですか、何かそういうことで三分・三分が三分・一分になるというふうなこと、これは私たちがいぶんテープを聞いたたりなんかして研究したのですけれども、一分という時間は非常にたくさん、発見というのにはおかしいのです。今さらのように気がついたのです。私のようにこんな話し方をしておりますと、ええと、ええとで三分・三分たつちやって、また一分というふうにすぐ追加されて、大へん不経済になりますけれども、要領だけをばつぱつと言うような訓練ができれば非常にいいと思うわけで、私たちもいつも電信電話公社に対して電話をかけるエチケットをもう少しPRしてもらえないかということを要求しております。つまり電話というものは自分がかけている間は自分の電話ですけれども、しかしそれをかけている間はほかの人がかけられない。そういうふうな自分本位でなしに、社会の便利のために、公益のために、もう少し能率的な話し方を研究する必要がありますのではないか。それのた

めには、これから少しはすれすれけれども、中学校とか高等学校でもっと積極的に能率的な電話の話し方を教育する方がいじやないかというふうに思います。

それからもう一つ、こういう電話の体系、つまりダイヤルですぐ呼び出せる、即時通話ができる。これは理想から申しますと、外国には例があると思うんですけれども、全国が全部そういう体制になったあとで料金を改正してもいいのじやないかという考え方が私にもあったわけですが、しかしそれを待っているのじや、これはやはりなかなか消化できない加入申し込みがたまっていくし、設備のあれもむだなところが出てくるしというふうな説明を聞きまして、これまたなるほどと納得した次第であります。

大体私の申し述べたいことは以上のようなことで、時間で見ますと大体三分程度ということになりました。

○山手委員長 次に片平久雄君。

○片平参考人 電信公社の事業は第二次五カ年計画の実施によって非常に急速に進展いたしておりますし、さらに第三次五カ年計画が予定されております。電信電話事業の合理化が一段と進められようとしている現在でございます。

今回の料金合理化のための公衆電気通信法の一部改正は、この第三次五カ年計画によって確立しようとする電話の全国自動即時網の完成をねらい、その前提となつていふものでありまして、ただ単に現行電話料金の不合理を是正する、あるいは宣伝されているように料金の値下げになるというふうな文句にあるものだけでなく、この第三

次五カ年合理化計画の実施のための重大な要素を持つものでもありますし、また欠くべからざる条件としての内容を持つものであることは申し上げるまでもございせん。従つて、この第三次五カ年計画の実施によって、膨大な合理化計画でありますから、必然的に生ずるところのまた影響されるところのきわめて深刻な従業員の労働条件、こういうことを考慮せずには絶対に考えるべきものではありせんし、言いかえるならば、労働条件と密接不可分の関係において検討されるべきものであると考えるのであります。私は、このような観点から、この法案に対しては、意見を申し述べてみたいと思ふのであります。

電信公社の事業は、第一次五カ年計画実施以来、きわめて急速な発展を遂げておりまして、たとえて言うならば、いわゆる第一次五カ年計画発足の昭和二十八年を一〇〇としてみた場合に、三十四年度において電話の加入数は一八一、さらに電話機の数においては二〇〇という増加率を示しておる状態でありまして、さらにこの利益収入というものは、三十四年度はまさに五百四十億に達しまして、二十八年度に比べて十倍以上の利益を上げ、これはいづれの企業にも見ない状態でありまして、私たちは、この事業の発展という点に對しましては、もちろん公社の計画しておるものが都市中心主義になつておる、企業の経済性というものを追求しておるし、公共事業という性格から見た場合に、多くの問題点を指摘するものであります。しかしながら、事業

が進展して電気通信設備の機械化、自動化、こういうもので国民の便益が増大するということについては、私は基本的に賛成するものであります。しかし、自動化あるいは機械化というものの進展によって、国民の便益が増す、社会の利益になるといたしまして、この事業の中で働く従業員の労働条件というものが全く無視されてよいというものではないと存じます。事業の進展に見合ったものが、当然この労働者に対して労働条件として保障され、実施されなければ、近代的な企業経営とは言えないと存じます。しかるに、現在電信公社従業員の労働条件を、この事業の進展に照らしてみれば、決してこのことが実施されておらず、いわゆる近代企業経営の様相をなしているとは言えないのであります。

すなわち、年々拡張されて参りました事業量に見合った要員の数がはたして確保されておるか、少ない人員によつてサービスが行なわれておる、いわゆる建設が行なわれておるというのが実情でありまして、電信公社の職場における労働者には、きわめて労働強化がいられておるといふのが現状であります。

一例を国会審議の場を通じての公社の要員の算定に見ますならば、最近の例をとつて、昨年公社は九千五百名のいわゆる計画の拡張による要員の増を予算として要求いたしました。これが五千五百名、約四千名査定によつて削減されました。これは、さらに一万四千三百七十六名という要員増を公社として計算をいたしましたが、これがおよそ八千名に査定され、六千名の要員というものが削減されたわけでありま

す。従つてこの削減によるところの差、すなわち実際に必要な人間と実際に現に働いている人間との差は、現在、電信公社従業員のいわゆる労働強化、言うならば犠牲によつて補われておる。今の、きわめて進展の激しい、あるいは膨大な計画の遂行というものが、公社が算定した要員すら満たされない状態で、働く従業員の犠牲によつて行なわれていふと言つても過言でないものであります。

また従業員の賃金の面を見まして、その利益収入を先ほど申し上げましたが、二十八年当時比べますならば、それを一〇〇とするならば一四一という労働者の賃金の上昇率でございます。従つて事業収入が十倍も、しかも他の企業に類を見ない五百億という黒字を上げておる企業において、その従業員の待遇、賃金面においては、一〇〇に比べればわずかに一四一という上昇率にとどまつておる次第でございます。何ら事業の発展、生産性の向上に見合った賃金というものが支給されておらない。いかに一生懸命働き、生産を上げて、それに見合ったものが保障されておらないという従業員の実情であります。これは一例ではあります。私たちは全電通労働組合が電信公社との間に、合理化に伴う労働条件等に関する基本的な了解事項として、昭和三十三年に企業合理化の進展に伴い労働条件は向上させるといふ労働協約を締結いたしております。さらにこのことは、より具体的に昨年公社と労働組合との間に協定されておるのであります。

また、昨年第二次五カ年計画の拡大、修正、このときにあたりまし

て、労働条件の向上を、国会の場において衆参両院におきまして附帯決議として、公社に対してその実施を義務づけておるのであります。そしてこの国会からの義務づけという内容は、一般並みの待遇を考へるのではなくて、電信電話事業という企業の特種性と合理化進展の状況に即応する、そのことが内容として明らかに指摘されておるのであります。しかしながら電電公社はこのような労働組合との約束、あるいは国会の決議すら無視しておるのが、現在の労働者に与えておる労働条件の内容であると言つても過言でないと思ひます。

さて、第三次五カ年計画の実施がいよいよ策定の段階にございます。この料金法案がその前提をなしておると申し上げた通り、もしこの計画の遂行によりまして、市内電話の完全自動化、あるいは全国の即時網の確立、これが実施されました場合にどういふ現象が起るかと申し上げますと、ただいまは郵政局に委託しておるいわゆる三等局の電話交換、こういうものも含めまして有手動局、いわゆる手でもって交換作業しておる局が六千八百くらいあります。しかしこの全国電話即時網の確立によつておよそ六千二、三百くらいの局が交換要員を必要としなくなります。交換要員といふのはほとんど女子でございます。すなわちこの六千二、三百くらいの局に従事する従業員に対しては、この第三次五カ年計画の実施、全国即時網の確立によつて、労働条件に対する大きな不安があります。すなわち人が要らなくなるわけであり、また配置転換あるいは他の職種に転換する、あるいは退職する、こう

いう現象が起きてくるのであります。従つて配置転換される者は、従来よりも通勤時間が非常に延長されるという不便が起きてくるのであります。うし、またさらに住宅の移転という問題が起きてきます。これらのことは、現在の経済状況におけるわれわれの生活条件の中においては、決してなまやさしいものでなく、きつめて深刻な生活上の問題でございます。さらに職種転換といひましても、長年自分手がけて参りました仕事から、全く未経験の仕事に変わるといふことも、それぞれの人間にとつては大へんなことであります。特に女子職員が多い交換作業においては、女ながらゆえに配置転換あるいは職種転換といふことがきつめて深刻な、過酷なものであるがゆえに、余儀なく退職をしなければならぬといふ状態が起きてくる。このことは見のがせない事実であります。

さらに有手動局として残る、すなわち交換手が直接交換業務に携わる電話局がおよそ五百三十から六百くらいの状態になります。しかしこれはいわゆる無手動局ができるという状態から、非常に電話線路等の保守範囲が広がります。従つて現在のままの人間では従来のような作業能率を上げることができなくなる。すなわち広い区域にまたがってまで仕事をしなければならなくなるという事情等もあります。これらのいわゆる労働条件に関する生活に直接影響するきつめて深刻な状態、あるいは毎日の仕事の量、いわゆる労働強化になる問題を含みながら、全国即時網といふものが今計画、実施されようとする段階にあるのであります。従つてこれらの対象になる局、その職

場で働いてゐる従業員が、個々の人間にしてみれば、将来どうなるだろうという不安はきつめて大きなものがあり、深刻であることは、再度申し上げますまでもないと思ひます。

このことは、私が単なる想像で申し上げるのではなく、今日まで電電公社と全電通労働組合が、計画の事前協議という中で話し合つた、あるいは団体交渉の場で明らかにされた実情であります。電電公社もこの実情については十分認めておるところであります。こういうような状態において、労働者の不安といふものに対する保障、すなわち要員管理の内容といふものが明らかにされないままに計画がどんどん進められるといふことは、働く従業員にとつては重大問題であるといふことを再度強調したいと思ふのであります。

性を持つところの計画と実施であり、そして労働者の犠牲を排除したものであるといふことが明らかに、すなわち労働条件が保障されながらこの計画と実行がなされるものでなければならぬと信ずるのであります。

今日第三次五カ年計画の重要な要素、すなわちその前提ともなるべきこの料金合理化の法案が今申しました労働条件との関係を何らかにせざるに決定するといふことは、今日までの合理化の進展に伴う労働者に対する電電公社の扱い、こういう経緯から見ても、その対象になる労働者がきつめて労働不安が増大した、単なる不安だけでなく、私は労働者に対する犠牲のしわ寄せといふものが現われてくる危険性を持つといふことを明確に指摘しなければならぬと思ひます。このことは、だれが何と言おうと、公社の今日までの労働協約の不履行あるいは国会の決議の不履行という事実からして、明らかであるのであります。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきましては、全面的に賛成の意を表明いたします。その主要点につきましては、先ほど佐藤参考人が四つばかりの点に述べられましたことに尽きるわけでありまして、私自身も全く同意でございます。

この法律案の主眼としております現在の電話の料金体系を調整し、合理的な訂正をしようといふことにつきまして、まず第一に賛成すべき点は、現在の電話の基本的なものであります市内の度敷料七円というものを全然値上げしないで据え置いたというのが第一の前提条件でありまして、これは現在、最近国内におきまして公共企業の各方面にわたつて値上げムードといふことで、毎日、新聞をにぎわしておるあり方に対して、基本的な違い方だと思ひます。この点は、まず一番先に強調すべきものだと思ふのであります。これを基本にいたしまして、これに関連します近郊の電話の料金のあり方、それから長距離の市外通話のあり方といふものを検討してみますと、この七円という据え置いた現在の電話の基本料金、これを単位にいたしまして全部はかつていこうとする考え方であります。現在の電電公社がやられております電話料金体系を根本的に直すことになりまして、それが非常に合理的だと感ずる次第であります。たとえば、この案にありますが市外の長距離電話料金の距離別時間差法、これは現在西ドイツ、イギリスその他ヨーロッパで行なわれておる考え方でありまして、三分・三分制といふものに対しては、とにかく通話する当人がしやべつた時間に応じてその分だけの料金

第一類第十一号 通信委員会議録第三十号 昭和三十六年五月十六日

その他、高度の技術を要する電信電話作業、あるいは高度の神経作業に従事しなければならぬという状態に対する労働条件の保障が何らかにされておられません。お先まづこのまま仕事に突っ込めといふ状態が現在の状態であります。しかも生産性向上がどんどんとはかれる、そのことが明らかになつておるにもかかわらず、その生産性向上に基づくところの労働者に對する報酬、待遇といふものも何らかにされておらないのであります。私は前にも申しましたように、電話の設備が拡張し、自動化が促進いたしたことについては、決して反対するものではないと思ひます。むしろ賛成する立場であります。しかしながら、たといそうであるとしても、この計画実施が公共

この法案が、今申し上げましたように労働条件の問題の面から見ても、また法案の内容自体が、値下げあるいは合理化といふ美名をもつてPRされておりますが、しかしこれが決して値上げを意味しないと切り切れるものではないと思ひます。われわれこまかくは申し上げませんが、結果的には事実上値上げを内容とする法案であるといふこの法案の内容からいっても、私たちはこの公衆電気通信法の一部改正案、このものに對しては強く反対の態度を持つものであります。(拍手)

○山手委員長 次に吉田五郎君。
○吉田参考人 私は、今回御審議中の

五

をどうしようという考え方でありまして、これが一番合理的な料金だと思ひます。ちょうど電力料金、ガスの料金なんかと同じ、いわゆる流れをそのまま料金化するという考え方であります。これは非常に合理的なものだと思ひます。これをやりますと、どうして現在の手動でやっております普通の市外通話というものが三分・三分では非常に矛盾いたしますので、これを今のような考え方に直すという建前から検討されたと思うのです。ただ、手動でありますから、非常に短い時間の単位にやることは、交換手の作業上できませんから、初めの三分は従来通りとして、あと一分ずつでやるということでありまして、四分あるいは五分の通話が非常に多いのでありますから、その方たちは確かに六分をとられないで済むという合理的なものだと思ひます。その場合に、公社の収入が、現在の三分の規定になっておりますものをそのまま基準にとりますと、だいぶ減ります。それで、収入がほぼ見合うようにいたしますために、距離別時間差法で二五%、三分・一分制の手動では一%というふうなことになるおるだらうと思ひますが、当然だと思ひます。要するに、お客さんが電話をかけているのは何も三分でかけるのではありませんで、その人の話によって非常に短い時間から連続して長い時間まであるわけでありまして、ある一点だけ上がろうが下がろうが、全体が合理的な水準になりますれば、たくさんかける人たちは平均されて一結局、通話を上手にやれば安くいくというふうなことで平均化されますから、大へん工合よい制度だと思ひま

す。従ひまして、この改正案が出て値上げになるというのではない。この審議にあたりまして私も少し関係しておりましたが、電電公社におきまして、非常に長い東京一福岡間とか、中かげんの東京一名古屋間とか、ごく近郊の東京を中心にした実際の一月月間の通話の、一分はどのくらい、二分はどのくらいという非常に克明な統計をとられて、その統計から数学的に、統計学的に計算した結果であります。もしこの制度によって著しくお客さんの考え方が変わらないう限りは、公社が考えられたいわゆる通話の分布状況はそう変動ありませんから、大体この数字が出るものだろうと思ひまして、値上げにはならない、かように思ひます。

そのほか準市内通話制度の採用であります。これも現在の公社の設備能力その他からまだ自動化が中途半端でありますから、一分間七円でやる区域を設ける以外に方法がないという計算になるわけでありまして、実はこれは私が最も強硬に主張した案であります。武蔵野と荻窪との間で道一つ隔てて現在二一円、三通話でとられていてのは不合理だ、これを短く一分間にしやれば市内と同じにいくというので、東京、大阪その他の都市の近郊との通話が工合よくいくという点を十分勘案された非常にうまい案だと思ひます。それからもう一つ、この距離のはかり方を相当の電話局、ちょうど郡ぐらゐの単位になる電話局を合わせました一つのグループにして、その一番中心になる局と局との間で全部距離を直線ではかるというのは、これは大へんけつこうな案だと思ひます。こうし

ないと、現在進められております全国ダイヤルによる即時通話というものが進展した場合に、料金の算定が非常に困難になりますから、当然さるべきことで、これは世界じゅうみんなこういふふうになつておりました。日本とイタリヤだけが残つておる。当然さるべき改正案だと思ひます。

この法案の直接の問題点につきましては以上の所見であります。なお私、実は二年前から経済審議会専門委員を委嘱されて公共部門の委員を担当しております。主として電信電話の二十年後の展望を一昨年やりました。昨年は所得増進計画の専門委員を担当したわけですが、そのときに、十年後の加入後の加入電話はどのくらいになるかというのを電電公社、郵政省、経済企画庁、それぞれの専門家から伺ひまして判断しまして、大体十年後には千五百万加入ぐらいになるべきであろうと考えたのであります。今まで公社が言つておられる四十七年の姿が千六十万ですか、そういうよりはもっと大きなスケールにしなければいかぬ。その場合に必要な建設資金は大体三兆三千億要するだらうという算定になるわけでありまして、経済審議会の今の所得増進計画の財政部会が金がないから出せないというので、初めに二兆三千億でしたが二兆八千億まで認めようというので、妥協せずに政府にそのまま、私の方は三兆三千億、財政部会では二兆八千億という答申が出ております。それをやりますのあたりにまして、その資金をいかにして確保するかということが一番の問題だと思ひておる最大の問題は、百万近くの積滞

加入者をいかにさばるか、今後ますますふえるであろうものをいかにさばるかという建設資金の確保の問題でありまして、その一部分が減価償却費から相当出ておりました。これは従来古いものを取りかえながら、いわゆる新式の技術革新に沿つた機械にしていくわけでありまして当然でございます。そのほかにここに見かけ上出ております電電公社の利益金五百億近くのものがございます。それが法律に従つて建設に回されておるところだろうと思ひますが、この問題につきましては、もしも電電公社が普通の私企業でありますならば、今出ました五百億の相当部分は税金に持つていかれるはずであります。それから株主配当金になるはずであります。ちょうどそれに見合う。五百億の大半はそこへいくはずであります。それを政府に税金として納めたものをちやうど国から建設資金として投入してもらつたという格好で循環しているのと同様に考えれば、そう大きな五百億出しているのがけしからぬという見解にはならないと私は思ふのであります。そのものにつきまして、この改正案によりまして約一年で、三十七年の計算でやつて三十億近く減るようでありまして、それが影響するので少しどうかという見解もありますが、大体収入が二千数百億ありますから、一%ないし一・五%ぐらいの減でありますから、当然これは経営当局並びに従業員の努力によつてカバーさるべき金額だろうと思ひます。このもとの計算には私実は賛成している次第でございます。

自動的に機械でやりますので、全国一斉に実施しますとすれば相当の準備期間が要すると思ふのです。それが公社当局は一年は要するというのであります。これは機械を用意しなければいけません問題がございますから、メーカーに作らせなければならぬということ、どうしてもこの問題を基本的に早くおさめたいかないと、この法案の最後のところに出ています実施期日はなかなかむずかしいのではないかと、かように考えますので、私、全面的に賛成で、なるべくすみやかに一つ御審議をいたしたいと思います。(拍手)

○山手委員長 次に勝部欣一君。

○勝部参考人 この改正案につきまして消費者、利用者の立場からいろいろ検討させていただいたわけでございまして、全体に合理化をしていくという努力は今公社側でも非常になされておられるように見受けられますけれども、まだいろいろな点で改善さるべき面が多々あるのじやないか、そういう点で賛成できない面が多々あるのでござい

その第一の点として料金につきまして申し上げますと、今度はいろいろ距離制の問題を改善したり、あるいは近接地の料金を改善する、さらに一分制というのを採用する、そういう点で私も最初見ますと、何か中身は非常に合理化されて、これは値下げになるのじやないかという印象を受けたのでございまして、たとえば東京から札幌、福岡などにかけた場合においては、確かに六分の場合と同じ値段でございまして、それで中身が刻まれておるのでございまして、その点で非常

に合理化されているという事は言え
ますけれども、たとえば東京―大阪の
例をとって参りますと、そういった中
距離の、ことに東京―大阪なんかは実
は一番利用度が多いわけでありませ
う、そういうところで三分の場合であ
りますと値上がりでありまして、二百
九十円が三百十八円になる。六分です
と五百八十円が六百三十六円になる。
実は一割の値上げになるわけでありま
す。四分、五分の場合は確かに安くな
るという計算がそこに出て参っており
ますけれども、最近電話が非常に便利
になりました、みなが遠距離もよく電
話をかけるようになりましてしたけれ
ども、三分ぎりぎりまで用を済ましてお
りましたのが、四分なら安いという点
で、四分、五分をうっかりするとかけ
てしまうのではないか、そういう点で
結果としてはわれわれの支払う代金とい
うものは多くなつてしまふのではない
か。公社は三十億の減収を今度は見
込まれておると言われまされども、
これは結果として見なければわかりま
せんが、どちらかと申しますと、消費
者としてはなかなかまい心理作戦で
はないかというようなことを実は勘
ぐられるわけでありませう。それから準
市内の場合でも、三分にすれば二十一
円になります、従来は十四円でござ
いまして、実際二、三通話のものが多
いわけでありませうから、この点もや
はり問題があるかという工合に存じ
ております。公社全体としましてはや
はり五百億以上の利益が出ています
ということがはつきり出ておるわけござ
います、私どもの考えでは合理化とい
うのは利益が出ておるのだから、三
分なら三分の刻みのところは少なくと

もそのままの姿にすえ置いて、そして
一分、一分の刻みで率が安くなるとい
うなら合理化と考えられるのですが、
やはりその値上げの部分が多いという
余地を残した点は非常に問題があ
る、ことに東京―大阪間などは問題が
あろうと思ひます。

それから第二点としまして、待時通
話の際に、実際に字のごとく待って
いる時間が非常に長いわけでありませ
う、それです、みな急報なり特急報に
するわけでありませう。それが待時通話
の場合、普通料金を一〇〇とし、また
場合に、それに見合います同じ距離
で、即時通話は一五〇から一八〇とい
う数字になるわけでありませう、急報
は二倍とられますから二〇〇でありま
す。あるいは特急報は三〇〇くらいと
られます。二倍、三倍とられるわけ
であります。そうしますと、同じ距離で
即時はすくかかる、しかしながら待時
通話の方は、特急にしましてはやはり
待つてかけなければならぬ、サービス
の内容が悪いのによけいな料金を払わ
なければならぬ、この点はやはり非常
に不合理な点があるのではないかと、こ
ういふ点も改善されてないという点で
問題があるかというふうに考えてお
ります。

それから第三点としまして基本料につ
きまして、先ほどの参考人も述べら
れましたけれども、東京の場合にあら
改定の表によりますと、たしか今度は
七十万以上の基準の大都市ですか、そ
ういふ圏内の基本料金が今千円であり
ますが、それが千円になる。さらに
もつと人口がふえれば千二百円、千円
三百円というところまでランクが上
がる。これはどうも加入者が多いとい

局の方が基本料が高くなるという、そ
ういふ制度でございませう、それは加
入者が非常に少ないところでは人手も
たくさん要りますでしようからかえつ
て高いというのが普通でございませ
う、加入者が多いほど基本料が高くな
るというのはいささかおかしいと思
ひます。

この辺はコスト・ダウンという問題も
当然考えられるわけであり、問題があ
るのかという工合に考えます。便利に
なるという点では確かに加入者の多い
局の方が便利で、その点で料金が低い
というところは言えるかと思ひます。す
けれども、ある一定のところでは頭打ちをす
べきではないか。こういう基本料が上
がるというところは問題であらうかと
思ひます。

それから次に第四番としまして、技
術革新、オートメ化、加入者増大とい
うことの結果、私どもはむしろ値下げ
をすべきである――先ほどからも全体
としてはプラス、マイナスがないう
う計算をしたというところで話ござ
いましてしたけれども、マイクロウェーブ
ができました、トランジスタとか
ダイオードとかいう電子工業の非常な
発展、これは日本でも特に発展してい
るものでございませう、そういうもの
が取り入れられてきた。これは驚異的
に目ざましいものがあるだらうと思
ひます。そういうものが取り入れられ
てきた場合、特に公共企業体の中では、
鉄道とかそういうものに比べまして電
電事業はオートメーション化が一番可
能であり、現実に進んでいるところだ
と思ひます。そういう点でコストとい
うものは実際下がっているのじゃない
かという工合に考えられます。これは
一般的に言えることでございませう

でも、オートメ化が進みまして生産性
が向上する、企業利益が増大するとい
う場合、そういう利益の配分――利益
はオートメ化の前とその後とを比べた
場合は、最近では飛躍的に増大してい
ることが言えると思ひます。そうい
う点で配分というところは非常に重要
な点で配分していると思ひます、その配
分にあつて、企業利益はなるべく企
業内に置いておこう、消費者の方の値
下げとか、そこで働く労働者の賃上げ
とか、労働時間の短縮とかいう方には
なるべく回さないでおこうとする傾向
が日本の大企業の中には特に見受けら
れるわけでありませう。それでいて配
当率は世界で一番高いといわれるど
く、設備投資は非常に高くなつてい
るというところがあるわけでありませ
う、これが問題であると思ひます。

が、実際購買力を先行きなくしてし
まつたらどういふことになるか。た
くさん作つてもあとで売れるというこ
とが前提でなければならぬ。そういう
点で技術革新による恩恵というものが
消費者にもつと均霑され、特に労働者
の賃金の増大となつて、それによつて
購買力をふやすという方向に向けられ
なければ、企業自身の自殺になるの
じゃないか。こういう傾向が全国的に
ういふような点、公益事業の中でも
オートメ化の花形である電電公社
が――政府は所得倍増の問題につきま
していろいろとわれわれに解説されて
おりますけれども、まず政府の公共企
業こそがオートメーションの恩恵を
正しく分配する方途を身をもつて示
していただくことが、日本の産業を堅
固に発展させていくことになるのじゃ
ないか。また消費者大衆も喜ぶことにな

のじゃないか。そのように考えるわけ
でございませう。そういう点もぜひお考
えをいただきたい。従つて年々収入二
千億という中で利益が五百億も出ると
いう非常に豊かな、健全過ぎるほど
の企業としては、その純利益を全部設
備資金に回すというところでなく、逆
に値下げの方にもつと回して、消費者大
衆がこれを利用できるという方向に回
していただくべきじゃないかという工
合に考えております。おそらく加入者
がうんとふえまして、さらにオート
メ化が進みますれば、現在の七円の基
準をもつと下げて、たとえば五円くら
いに下げることも可能ではなからうか
という工合に考えるわけでありませ
う。今度東京―大阪間が逆になつて
というふうなことが出ておりますが、
マイクロウェーブを使つております東
京―大阪間の場合には実際の費用とい
うものはあまりかからない。遠距離ほ
どもつと下げてしまふべきではないか
ということさえ考えられるわけござ
いまして、そういう点もお考えいた
だきたいという工合に思ひます。

それからサービス点では、近ごろ
よく聞く声でございませうけれども、交
換機が非常に不親切であるというこ
とを聞くわけでありませう。これは公社
の方でもサービス改善の教育というこ
とをぜひしていただきたいわけござ
いませう、その前に、先ほどから伺
つておりましたも通話数が非常に多
なつて、それから労働強化がされ
てきている、それから自動化でいつ配
置転換になるかわからないといったよ
うな不安から、いわゆるストレス的緊
張というところで不親切になつてい
たら、利用者にとっては非常な問題

七

でありまして、こういうオートメ化、合理化をいたしますときには、そこに働く労働者の保障問題がどうなるかというところはこの産業でも重要な問題になってきているわけでございます。われわれとしては、もちろん、自動化され、便利になることは非常に賛成でございます。賛成でございますが、そういう保障も十分にやっていただきたい。そうして労働者が大きなさざこざを起さないように、オートメ産業の中で、政府の公共企業体として最も模範的な労働関係を樹立していただきたい。これがやはりわれわれ末端利用者の声じやなかるうかという工合に考えております。

それから最後に資金面につきましても、もつと資金運用部資金を使うべきじゃないか。これは私どもの零細な郵便貯金とか厚生年金がその内容でございます。大衆が積み立てた金でありまして、こういうものはうんと回してもらいたいという希望は実は持つておるわけでありまして、最近聞きますと、アメリカの証券業者を通じて二千万ドルの外資が導入されているけれども、そういうことをせずに回しても、もつとそういうところを回せるのじやないかという工合に考えます。

それから需要者も、これからの需要者は一応会社とか事業場ということが終わりまして、これからは一般勤労大衆が電話を利用するようになるんじゃないか。これは政府のいう所得倍増、生活改善、向上ということが文字通りうまく実現をしたとしましたら、ますます大衆はこういうものを持つてくると。それが実際正しい所得倍増だろうと思ひますけれども、そういう点で今

度は大衆が引く番になってきておる。この点電話債を現在の六万円から十五万円に引き上げられましてけれども、これは実際は逆で、電話を引きにくくしている傾向がある。かえってこれを引き下げるか、あるいは加入予約積立金制度のようなものを作つて、たとえば労働者や農民がよく預金をしたり利用している労働金庫であるとか農業協同組合、そういうところの組織を活用しまして、目的別に零細な預金をする、加入予約積立をしなからという零細な預金もつていくということができれば、加入申込数というものが明白になりますし、工事も計画的に行なうことができる。また資金の面でも、大衆がほんとうに必要と思ひますから実際集めてくるのじやないか。そういうようなことも考える必要があるのではないか。現在市中銀行を使つて月賦をやつておられますが、この月賦の回数ではまだ短いし、大衆はとも手伸ばしません。実際のところ大衆が電話を引くときには、友人から金を借りたり、われわれの方では労働金庫から金を借りたりして電話を引く。そして、すぐあくる日には証券業者に債券を売つて払つてしまふ。そしてつじつまを合わせるというところが大部分の一般大衆の電話を引くときの状況であります。こういう電話業者をもうけさせるというようなことは、やはり政府事業としてはよくないことじやないか。実際に供給が需要に間に合わないというところで、こういう現象が起きておるわけでありまして、会社や一般事業者ならやみ価格でも、あとでもつて企業採算の中でもとをとるからいいとしましても、一般大衆はちゃんとした

ルートで引きたいと考える。それを一年も二年も長い間待つていてというのが現状でございます。だから民間会社にしたらいじやないかというふうな意見もありまして、私も私どもはこれは反対でありまして、そういうようなことを実際公社が採用していただければ十分公営でできるのではないかとふりうに考えます。

特に公営事業であるために、たとえば無医村で電話のないところ、あるいは母子寮、保育所、診療所、そういう社会施設の金がないところには、採算を度外視した公衆電話をつけられる、そういうようなことは公社事業であるからできるわけで、こういうことをどんどんやっていただいて、近代文明の恩恵がそういうところに及ぶようにせひやうていただきたたい、そのように考えるわけではあります。

全体として需要の方が多いせいですが、公社は電話をつけてやるとか、つないでやるといったような、どうも与えてやるといふ考えが現在強いじやなかるうか。実際に全国的に見ましても、どこでも一番りっぱな建物は電電公社の建物である。内容はいろいろ技術的な理由があると思ひますけれども、大衆は何かりっぱな建物を見ますと、そこに特権があるのではないかと、何かあるのではないかと、そういうことをねたみがあるものです。そういうところをほんとうに大衆ともう少し密着していただく経営なりやうていただいて、そうして近代的大衆ともにあつた事業体としてお手本を示していただきたたい、そのように要望いたしまして、以上をもちまして意見の開陳を終わる次第であります。(拍手)

○山手委員長 次に中山次郎君。

○中山参考人 だいぶほかの参考人の方々からいろいろ御意見が出ました。私のこれから申し上げる意見も重複している点が多いと思ひますが、ごく簡単に申し上げたいと思ひます。特に佐藤参考人、それから吉田参考人から法案の趣旨また内容について申された御意見は私と同じでありまして、法案の一日も早く成立することを私は御期待申し上げておる次第であります。

それで、この改正法案が出されました趣旨につきましては、私としましてはこれは今後の日本の電気通信事業、ことに電話の拡張については公社の今後の拡張計画と一体をなすものでありまして、ぜひこういうような料金体系なりまた全国自動化が実施されなければならぬと思つております。御承知のようにわが国の電話事業は、明治以来終戦までは遅々とした拡張でありました。最近電電公社でやられております拡張計画に比べれば、まことに問題にならぬ、また恥ずかしいような次第であります。その一つの原因といひまして考えられますのは、やはり設備資金といひますか、拡張資金が非常に不足していた点であります。特別会計になります前は一般会計で、収入は全部大蔵省の方にいつて、支出予算で認められた範囲でしか拡張なり運用ができませんでした。また特別会計が実施されましたあとも年八千万円、その当時の八千万円がやはり一般会計に率納されておりました。今日のようにな拡張計画をしようと思つてもできなかったのが実情でございます。ところが最近はいよいよ大拡張計画が緒にのついております。そこで問題になりますのは、この資金の裏づけということと同時に、またこれを実施する基本的な土台を作ることであらうと思ふのであります。それで今度の改正の趣旨といひまして料金水準を一応増減がないというところに目安を置かれまして、先ほど来お話のありますように五百億の収入があるといひますけれども、これは前回の改正によつて法律上その一部を設備資金として認められたものでありますし、またいろいろ料金の改正によつて利用者に多少の変動がございしますが、これはやはり全体的に見ていただくと必要と思ひますし、また個々別々の利用者についてまた一通話といふことでなしに、長い間の通話料金の合計によつてお考えいただかなければならぬ問題と思ふのであります。それで今回の料金の合理化といひますか、だんだんと社会生活が全国的に開通を持つて参りまして生活圏の拡大といふようなことがあらゆる方面で問題になりまして、ことに最近の産業界の発達につきましては、何といひましても運輸とか通信といふものが重要な基盤になっております。従いまして従来のように、戦前のように、ただ幾らかの電話拡張でお茶を濁すというわけにはいきませんで、むしろ国家的に見ましても、電話事業がこれらの産業の土台になりまして、その産業の発達に伴うというよりもむしろ先行して設備が充実されるということが必要と思ふのであります。これは今後の産業界の動向を見ましても、オートメーションとか、それからまた航空、気象の通信の迅速性、またテレビの中継とかいろいろございします。また通信事業自体についても加入電信とかまた専

用電信というふうなことで利用価値は増大しております。そこで電話事業としては、これだけの拡張をするのにやはり料金の合理化というものと全国自動化というようなものが基盤にならなければ、私はこれが完成は期待できないじゃないかと考えております。

そこで今度の一部改正の内容につきましては、先ほど来お話のありましたように、市外料金を自動については距離別時間差法によるかと、また将来の全国自動になる段階までは手動において三分・一分制を採用するというようなこともやむを得ない一歩前進の方法じゃないかというふうに思っております。また市外通話料金の算定に直線距離を用いられるというのは、戦前の郵便運送の道路を基準にしたよりも合理的と考えられますし、また都市内通話制度の採用につきましても、都市の拡大、行政区域の改正というふうなものにも対応して、加入者といいますが利用者のある程度の負担の均衡から考えて適当だと思います。またこの法案の一部にありますように、全国の局に度数制を将来実施されるということもまたことに適切な方法でありまして、ちょうど昔電灯が定額料金であったのが今全部メーター制になったために、多少の設備資金は必要だと思いますけれども、やはり利用者の負担の合理化ということにはぜひとも実施されなければならぬ方式だろうと考えております。また、その他ごまかい改正要点につきましても多々ございますが、付属電話機の他人使用を認めるというようなことはこれはいまPBXで認めております範囲を拡張されるので、これも私としては賛成でございます。

ういうふうに電電公社の仕事が非常に拡大されて大世帯になりますと同時にそのサービスのほんの特殊な一部、また特殊な部分というものにつきましても、なかなかそういう点まで全般的にサービスが行き渡らぬくらいは今後は多少出て参りますので、なるべく民間の設備を活用されるなり、また民間の方に委託サービスとしておまかせになるなりというふうなことで電話事業の利用が各国民の層に、また都市、地方を通じて全般的に普及されるようにお考えいただくべきだろうというふうに考えております。

大体私の申し上げたい意見は以上でございます。この法案の改正につきましては賛成でございます。(拍手)

○山手委員長 以上で参考人の方々の御意見の開陳は全部終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙中長時間にわたりまして貴重な御意をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。また、本案の審査に資するところをきわめて大であると考えております。委員会を代表いたしまして参考人の皆様に厚くお礼を申し上げます。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

昭和三十六年五月二十三日印刷

昭和三十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局